

秋田市告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく秋田市史の販売および販売に係る収入金の収納事務の委託を、次のとおり解除したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年1月19日

秋田市長 穂積 志

1 名称、所在地および代表者名

有限会社太田書店

秋田市山王四丁目1番1号

代表取締役 太田 盟子

2 解除年月日

令和3年12月1日